

# 食肉処理高度化緊急特別対策事業

令和8年1月26日付け7農畜機第6592号

近年、食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中、食肉等の高度な衛生管理体制の整備等を促進し食肉流通の円滑化を図る必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食肉処理施設において必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等を整備・改修する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産の健全な発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次の1から7までのいずれかであることとする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会
- 3 中小企業等協同組合
- 4 協業組合であって、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの
- 5 一般社団法人又は一般財団法人
- 6 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの
- 7 次に掲げる団体
  - (1) 消費生活協同組合
  - (2) 消費生活協同組合連合会
  - (3) 一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体であって、その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継

続して行われているもの

ア 直接又は間接の構成員たる一般消費者の生活の文化的経済的改善向上に資する旨を目的としていること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が原則として自由であること。

オ 原則として都道府県の区域又はこれを越える地域をその区域としていること。

カ 財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

## 第2 事業の内容

この事業は、既設の肉畜のと畜解体から部分肉加工まで一貫して処理を行う食肉処理施設（以下「産地食肉センター」という。）における食肉等の高度な衛生管理体制の整備等の促進として、2以上の産地食肉センター等で集荷、販売、流通又は人材育成等に関する連携計画を策定した場合に、施設に必要な浄化槽・冷蔵設備等を整備・改修する事業とする。

## 第3 採択基準

この事業は、次の1から7までの要件の全てに適合するものであることとする。

- 1 事業実施主体は、施設の生産性の向上や衛生面の改善を図るため、経営の異なる2以上の産地食肉センター等で集荷、販売、流通又は人材育成等に関する連携を図る連携計画を策定していること。
- 2 事業実施主体が、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づき、食肉処理施設を整備しようとするものであること。
- 3 事業実施主体が、施設の整備について、2の計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。
- 4 施設の1日当たりの処理能力（増設の場合にあっては、増設の結果としての処理能力）が、おおむね肥育豚換算500頭以上の規模であること。
- 5 施設が当該地域における肉畜、食肉等の集出荷体制の一体的な組織化に資するものであること。
- 6 施設を継続して利用できると思われる数量の肉畜、食肉等の生産及び流通があること。
- 7 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上

に加工度の高い製品であること。

#### 第4 補助対象施設等

この事業の補助対象となる施設等及び設置基準は、別表1に掲げるとおりとする。

#### 第5 補助対象経費等

この事業の補助対象経費及び補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

#### 第6 事業の実施

##### 1 事業実施計画

###### (1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の食肉処理高度化緊急特別対策事業実施計画承認申請書を作成の上、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画を都道府県知事に協議するものとする。

イ 都道府県知事は、アの協議を受けた場合には、速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に意見を求めるものとする。

###### (2) 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の食肉処理高度化緊急特別対策事業実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、(1)の規定を準用する。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

エ 設置場所の変更

##### 2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

##### 3 留意事項

(1) 事業実施主体は、この事業の実施に当たり、次のアからキまでの事項に留意するものとする。

ア 施設の設置及び運営に必要な資金の調達を図ること。

イ 施設の運営及び管理に当たる専従責任者を設置すること。

- ウ 整備内容が事業（業務）計画及び財務状況に見合った適切な規模のものとする。
  - エ 施設の運営について適正な業務執行体制の整備を図ること。
  - オ 施設を効率的に運営するために必要な集荷量を安定的に確保すること。
  - カ 出荷形態を主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い製品とすること。
  - キ 肉畜及び食肉の処理については、自動コンベア等によるオンレール方式を採用すること。
- (2) 第3の4の肥育豚換算については、肥育豚1頭を基準として牛及び馬1頭につき4.0頭、豚、めん羊及び山羊1頭につき1.0頭の換算係数により算定するものとする。
- (3) 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、1の(1)のアの事業実施計画承認申請時に当該通知別添の『みどりチェック』チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。
- また、第8の5の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、本事業の補助対象経費について、同一年度に食肉流通施設等設備改善支援事業（平成23年4月1日付け22農畜機第4372号）による補助を受けることができないものとする。

#### 4 事業の推進指導等

- (1) 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- (2) 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

#### 第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定めるところにより、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第8 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第3号の食肉処理高度化緊急特別対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の食肉処理高度化緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、業務方法書第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

### 3 事業遂行状況等の報告

#### (1) 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別紙様式第5号の食肉処理高度化緊急特別対策事業遂行状況報告書を当該年度の1月31日までに理事長に提出するものとする。

ただし、4の規定による食肉処理高度化緊急特別対策事業補助金概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

- (2) 12月31日までに事業が完了するとき又は補助金の交付決定があった日が12月31日以降のときは、(1)の定めにかかわらず、事業実施主体は、5の規定による食肉処理高度化緊急特別対策事業実績報告書の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。

#### (3) 事業不完了等の報告

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるものとする。

### 4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第6号の食肉処理高度化緊急特別対策事業補助金概算払請求書を理事長

に提出するものとする。

## 5 実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第7号の食肉処理高度化緊急特別対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長及び都道府県知事に提出するものとする。

## 6 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第8号の食肉処理高度化緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 施設の管理運営

事業実施主体は、管理運営規程を定めることにより、この事業によって整備された施設を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

## 第10 報告

事業実施主体は、この事業によって整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、別紙様式第9号の食肉処理高度化緊急特別対策事業運営状況報告書を6月30日までに都道府県知事及び理事長に報告するものとする。

### 第11 提出書類の都道府県の經由

この要綱の規定により、事業実施主体が、理事長に提出する書類は都道府県知事を經由するものとする。

### 第12 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるところによる。

附 則（令和8年1月26日付け7農畜機第6592号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象施設等	設置基準
<p>次に掲げる(1)から(9)まで及び(17)のア及びイについては、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。同施行令第1条第11号の規定に基づき都道府県(保健所を設置する市にあっては市)が定めた条例を含む。)、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日付け厚生省告示第370号)のうち食肉等に係る保存基準等、厚生省生活衛生局長通知(平成9年3月31日付け衛乳第104号)、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知(平成6年6月23日付け衛乳第97号)等を遵守するために食肉衛生検査所等が事業実施主体に文書で改善又は新設を指導した施設等に限るものとする。</p>	<p>設置しようとする補助対象施設等は、おおむね次の基準を満たすこと。</p>
<p>(1) 係留施設</p>	<p>係留所(隔離室を含む。)、生体検査所及びと畜場への誘導路を有すること。</p>
<p>(2) と畜解体施設</p>	<p>ア 効率的かつ衛生的にと畜解体を行うことができる近代的な装置を有し、その施設について、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのものであること。</p>
<p>(3) 懸肉室</p>	<p>イ 肉畜のと畜解体処理能力が、おおむね1日当たり肥育豚換算500頭以上であること。</p>
<p>(4) 冷却冷蔵冷凍施設</p>	<p>ウ と室、と畜検査室、病畜と室、消毒所、内臓処理室、原皮処理室その他の必要な施設を有すること。</p>
<p>(5) 病畜と室</p>	<p>エ 病畜と室にあっては、病畜以外の肉畜のと室と物理的に遮断され、かつ、処理能力が当該施設の処理能力の10分の1以下であること。</p>
<p>(6) と畜解体処理能力</p>	<p>ア と畜解体処理能力に見合った枝肉の懸吊装置を備え、かつ、枝肉等のと畜解体室、冷蔵室等への搬出入が効率的であること。</p>
<p>(7) 取引室</p>	<p>イ 取引室を設ける場合は、枝肉の取引に必要な適度の面積を有し、枝肉の冷蔵室等への搬出入が効率的であること。</p>
<p>(8) 急速冷却能力</p>	<p>全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉に</p>



補助対象施設等	設置基準
<p>(5) 部分肉処理加工施設</p> <p>(6) ボイル室</p> <p>(7) 畜産副産物処理施設</p> <p>(8) 包装室</p> <p>(9) 原料・製品保管室</p> <p>(10) 車両消毒施設</p> <p>(11) 汚物等処理施設</p> <p>(12) 汚水処理施設（浄化槽等）</p> <p>(13) 給水施設</p> <p>(14) 電源施設</p> <p>(15) 焼却施設</p> <p>(16) 畜産副産物分別処理施設</p> <p>(17) 機械器具等</p> <p>ア 係留施設用機械器具</p> <p>イ と畜解体用機械器具</p> <p>ウ 部分肉等処理加工用機械器具</p>	<p>あつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を備えた冷却装置を有する施設であつて、枝肉又は部分肉の保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理許可頭数の3倍以上有するとともに、枝肉の懸吊装置を備えていること。</p> <p>効率的に枝肉を部分肉に加工処理できる装置及び必要な冷房装置を有し、加工後の部分肉等を冷蔵室等へ搬出入するのに効率的であること。</p> <p>原材料を効率的かつ衛生的にボイルするのに必要な能力を有すること。</p> <p>発生、搬入する畜産副産物を効率的に処理し、又は内容物等を脱水処理できること。</p> <p>製品を効率的かつ衛生的に包装するのに必要な適度の面積及び設備を有すること。</p> <p>原材料及び製品の品質保持に必要な能力を有し、かつ、適度の面積を有すること。</p> <p>肉畜、食肉等を運搬する車両を容易に洗浄及び消毒するのに必要な適度の面積及び設備を有すること。</p> <p>枝肉等の処理加工室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、不浸透材料で築造又は被覆されていること。</p> <p>発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の規定に基づいて定められた排水基準以下に処理する能力を有すること又は汚泥減容化等に係る施設であること。</p> <p>必要な給水施設であること。</p> <p>効率的に電気を供給するのに必要な能力を有すること。</p> <p>特定危険部位、病畜の死体、汚物等を適切に処理する能力を有すること。</p> <p>牛と豚の畜産残さを分別し、豚以外を含まない畜産残さを供給するのに必要な整備であること。</p> <p>肉畜を係留及びと畜場への誘導路に誘導するために必要な装置であること。</p> <p>肉畜のと畜解体を効率的かつ衛生的に行う電殺器、スタンピングガン等のと畜器具、保定器、放血槽（水血分離器を含む。）、湯槽、自動脱毛機、残毛処理台、内臓検査装置、肢頭切断機、自動はく皮機、拵脚装置、電動鋸、油圧作業台、枝肉洗浄装置、枝肉秤（記録計付）、内臓洗浄装置、内臓蒸煮装置、血粉処理機、骨等処理機、内臓検査台、頭部検査台、ミートトラック、モノレール装置、コンベア等の装置を有すること。</p> <p>枝肉を部分肉に効率的かつ衛生的に処理するコンベア部分肉処理台、自動包装器、計量器、モノレール装置、室内冷房機等の装置を有すること。</p>

補助対象施設等	設置基準
エ 枝肉等冷蔵冷凍用機械器具 オ 内臓等処理装置	<p>枝肉、部分肉等を冷却冷蔵又は冷凍する装置、その制御装置及び枝肉等の計量器等を有すること。</p> <p>内臓類の加工処理に必要な装置（切開機、洗浄機、はく皮機、頭割機、脱毛機、脱水機、自動処理装置、ボイル装置、冷却装置、製氷機、急速凍結機、解凍機、切断機、スライサー、加工調理装置、包装機、自動計量表示装置、梱包機、金属探知器、器材洗浄機、コンベア、シューター、水槽、調理台等）であって、一体的に整備を図ることにより、効率的かつ衛生的な加工処理が実施されるものであること。</p>
カ 血液処理装置	<p>採血装置及び血液分離装置を有するものであって、衛生的な採血及び製品管理が実施されるものであること。</p> <p>なお、広域的に集血する場合にあっては、採血貯蔵、血液分離、凍結、乾燥等のための施設及び装置が効率的に配置されるものであること。</p>
キ 獣骨処理装置	<p>骨エキス、骨ペースト等の製品化を図るための獣骨の高度な加工処理に必要な装置であって、衛生的かつ効率的な原材料及び製品の管理が実施されるものであること。</p>
ク 獣脂処理装置	<p>獣脂の高度な加工処理に必要な装置であって、衛生的かつ効率的な原材料及び製品の管理が実施されるものであること。</p>
ケ 原皮処理装置	<p>原皮の皮下組織の除去、施塩等に必要な装置であって、効率的な原皮処理が実施されるものであること。</p>
コ 残さ処理機械器具	<p>発生する残さを配合飼料用原料等に能率的に処理できる装置であって、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第4条に規定する構造設備の基準に適合するものであること。</p>
サ 電源・電気設備	<p>効率的に電気を供給・制御可能な変圧器、制御盤、照明器具等の装置を有すること。</p>
シ ボイラー	<p>必要な量の温湯又は蒸気を発生させる能力を有すること。</p>
ス 発電機	<p>発電能力が、停電時において必要とされる適度の電力容量を有すること。</p>
セ 電気刺激装置	<p>と畜直後の枝肉の処理に当たって、食肉の軟化等の品質向上に資するものであること。</p>
ソ 分別コンテナ	<p>せき柱の適正な分別等を行うために必要なものであること。</p>
タ 冷蔵保管コンテナ	<p>せき柱の適正な保管等を行うために必要なものであること。</p>
チ 公害防止装置	<p>発生する悪臭を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づいて定められた規制基準以下に処理する能力を有すること。</p>

別表2

補助対象経費	補助率
<p>(1) 工事費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 建設工事費</li><li>イ 製造請負工事費</li><li>ウ 機械器具費</li><li>エ 施設等解体撤去費</li></ul> <p>別表1の補助対象施設等を整備するため、事業実施主体が、経営移転をせず、当該敷地内にある既設の施設等を解体する場合に限る。</p> <p>(2) 実施設計費</p> <p>(3) 工事雑費</p> <p>(4) その他理事長が特に必要と認める経費</p>	<p>1／2以内 (ただし、3億円を上限とする。)</p>

別紙様式第1号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり食肉処理高度化緊急特別対策事業を実施したいので、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第6の1の(1)の規定に基づき申請します。

記

## 1 事業の目的

## 2 事業の概要

事業実施主体名	施設の名称	施設の所在地	敷地面積	用地取得方法	工事着工及び 竣工予定年月日	備考
			m <sup>2</sup>			

注 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。

## 3 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

4 事業の内容及び経費

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m <sup>2</sup> （台）		補助 対象		m <sup>2</sup> （台）	（施設等ごとに 詳しく）	円	円	円	円	円
計①											
消費税額②											
小計③											
			補助 対象外								
計④											
消費税額⑤											
小計⑥											
総事業費（①+④）											
消費税額（②+⑤）											
合計（③+⑥）											

注1 種類欄は、実施要綱の別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外欄に記載すること。

5 施設の能力（1日当たり）

区分	と畜解体頭数	冷却冷蔵頭数等			部分肉加工頭数等			汚水処理
		枝肉	部分肉量	内臓他	枝肉	部分肉量	スライス肉量	
牛	頭	頭	頭 (トン)	頭 (トン)	頭	頭 (トン)	頭 (トン)	トン
豚								
その他								
計（肥育豚換算）								

注1 増設の場合にあっては、既存施設の能力を上段に括弧書きすること。

2 区分欄の計の肥育豚換算は、実施要綱の第6の3の（2）の規定に準ずること。以下同じ。

6 施設設置に伴う取扱計画

区分		年間処理 頭数	冷却冷蔵頭数等			冷凍 保管庫	部分肉加工頭数等			輸送頭数等	
			枝肉	部分肉量	内臓他		枝肉	部分肉量	スライス肉量	枝肉	部分肉量
初年度 ( 年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)	頭	頭	kg	kg	kg	頭	kg	kg	頭	kg
2年度 ( 年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)										
3年度 ( 年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)										
4年度 ( 年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)										
5年度 ( 年度)	牛 豚 その他 計 (肥育豚換算)										

注 初年度欄には、事業実施年度の翌年度の数値を記入すること。



## 7 添付書類

- (1) 実施要綱の第3の1の連携計画（事業の効率性について数値等で示すこと。）
- (2) 実施要綱の第6の1の（1）のアの都道府県知事との協議に基づく同意書
- (3) 当該機械施設の設計図（平面図及び立体図）及び用地内における建物（施設別）等の配置図
- (4) (3) の設計図の作成が困難な機械施設にあつては、その構造、内容等が詳細に記されたパンフレット等
- (5) 食肉衛生検査所等が事業実施主体に改善又は新設を指摘した文書
- (6) 定款
- (7) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (8) 「みどりチェック」チェックシート

注 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
実施計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった事業実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第6の1の(2)の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり食肉処理高度化緊急特別対策事業を実施したいので、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第8の1の規定に基づき補助金  
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

## 1 事業の目的

## 2 事業内容及び経費の配分

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画			工事期間 着工及び 竣工年月日  (予定日)
種類	面積又は 台数	構造 (能力)	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造 (能力)			機構 補助金	県(都道 府)費	その他	
	m <sup>2</sup> (台)		補助 対象		m <sup>2</sup> (台)	(施設等ごと に詳しく)	円	円	円	円	円	
計①												
消費税額②												
小計③												
			補助 対象 外									
計④												
消費税額⑤												
小計⑥												
総事業費 (①+④)												
消費税額 (②+⑤)												
合計 (③+⑥)												

注1 種類欄は、実施要綱の別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外欄に記載すること。

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区分	今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県（都道府）補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

#### (2) 支出の部

今年度予算額	前年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日           年    月    日

(2) 事業完了予定年月日       年    月    日

### 5 添付書類

(1) 設置しようとする施設の管理運営規程

(2) 当該機械施設の実施設計書又は個々の内容を記した見積書

別紙様式第4号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ  
った食肉処理高度化緊急特別対策事業の実施について、下記の事由により事業（内容  
及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉処理高度化緊急特別対策事業  
実施要綱の第8の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 添付書類

(注) 別紙様式第3号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更  
前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた食肉処理高度化緊急特別対策事業の実施について、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第8の3の(1)の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

区分	総事業費	遂行状況				備考
		令和 年12月31日 までに完了したもの		令和 年1月以降に 実施するもの		
		事業費	出来高	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

注1 区分欄には、実施要綱の別表1に定める補助対象施設等の種類ごとに記載するものとし、補助対象外のものも含めて記載する。

2 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載する。

別紙様式第6号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた食肉処理高度化緊急特別対策事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第8の4の(2)の規定に基づき請求します。

記



1 概算払請求額

( 年 月 日現在)

補助事業に 要する経費	うち機構 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B+C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日まで 予定出来高	金額	月 日まで 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第7号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉処理高度化緊急特別対策事業について、下記のとおり実施したので、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第8の5の規定に基づき実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 補助金交付決定

令和 年 月 日 農畜機第 号

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

既施設の概況			設置しようとする施設等の内容				単価	事業費	資金調達計画		
種類	面積又は 台数	構造（能力）	補助 区分	種類	面積又は 台数	構造（能力）			機構補助金	県（都道 府）費	その他
	m <sup>2</sup> （台）		補助 対象		m <sup>2</sup> （台）	（施設等ごとに 詳しく）	円	円	円	円	円
				計①							
				消費税額②							
				小計③							
			補助 対象外								
				計④							
				消費税額⑤							
				小計⑥							
				総事業費（①+④）							
				消費税額（②+⑤）							
				合計（③+⑥）							

注1 種類欄は、実施要綱の別表1に定める補助対象施設等の種類を明らかにすること。

2 当該年度分のみ記載のこと。

3 総事業費には、補助対象経費のほか、本事業の目的を達成するために必要となる国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外欄に記載すること。

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	精算額	今年度予算額	差引増減		備考
			増	減	
機構補助金 県(都道府)補助金 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

精算額	今年度予算額	差引増減		備考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了年月日

令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

7 添付書類

(1) 実施要綱の第3の1の連携計画の実施状況

(2) 設置した施設の管理運営規程

- (3) 当該施設の出来高設計書（設計を伴わない機械施設等の整備の場合は、当該機械施設等の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる写真等）
- (4) 別紙様式第7号の別紙竣工検査調書
- (5) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要としたときは、当該許認可等を得たことを証する書類（写し）
- (6) 「みどりチェック」チェックシート

別紙様式第7号の別紙

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
竣工検査調書

下記工事について竣工検査を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日

(事業実施主体)

検査員所属・職・氏名

立会者所属・職・氏名

記

1 工事名称	
2 工事場所・施設	
3 工期	着工 令和 年 月 日～ 竣工 令和 年 月 日
4 事業費	円 (税込)
5 請負者の住所及び氏名	
6 検査年月日	令和 年 月 日
7 検査所見	
8 備考	

注：請負者からの完了届の写しを添付すること。

上記のとおり事業が完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

(都道府県職員)

所属・職・氏名

別紙様式第8号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった  
食肉処理高度化緊急特別対策事業補助金について、食肉処理高度化緊急特別対策事業  
実施要綱の第8の6の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。  
(返還がある場合、記載すること))

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機<br>第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料



別紙様式第9号

令和 年度食肉処理高度化緊急特別対策事業  
運営状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度に実施した食肉処理高度化緊急特別対策事業における令和 年度の運営状況について、食肉処理高度化緊急特別対策事業実施要綱の第10の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 施設の利用状況

区分		と畜解体 頭数	冷却冷蔵頭数等			冷凍 保管庫	部分肉加工頭数等			輸送頭数等	
			枝肉	部分肉量	内臓他		枝肉	部分肉量	スライス肉量	枝肉	部分肉量
豚	実績 計画	頭	頭	kg	kg	kg	頭	kg	kg	頭	kg
牛	実績 計画										
その他	実績 計画										
計 (肥育豚換算)	実績 計画										
稼働日数											

2 添付書類

実施要綱の第3の1の連携計画の実施状況（過年度の経過が分かるもの）